

『指定短期入所生活介護』重要事項説明書

(令和 7 年 7 月 1 日より適用)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 1 7 2 - 6 9 - 5 2 2 5 (午前8時30分～午後5時30分)

担 当 小倉 健 [生活相談員] ※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. ときわショートステイの概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業者番号	青森県指定第0272301094号
事業所名	ときわショートステイ
所在地	青森県南津軽郡藤崎町大字水木字浅田95
電話・FAX番号	電 話 0 1 7 2 - 6 9 - 5 2 2 5 F A X 0 1 7 2 - 6 5 - 2 1 1 5
管理者氏名	施設長 赤石 真彦

(2) 当施設の勤務体制

職 名	常 勤	非常勤	業 務 内 容
施設長	1 名		施設職員及び業務の管理 本体事業所管理者兼務
医師		1 名	入所者の健康管理及び療養上の指導
生活相談員	1 名		入所者の生活相談
看護職員	1 名		入所者の看護全般 本体施設看護職員兼務
機能訓練指導員	1 名		機能訓練の指導 本体施設看護職員兼務
介護職員	6 名	1 名	入所者の介護全般(うち、介護福祉士 6名)
栄養士	1 名		食事の献立作成・栄養管理 本体施設栄養士兼務
調理員	7 名	1名	入所者の食事の調理 本体施設調理職員兼務
事務員	2 名		事務全般 本体施設事務員兼務

(3) 夜間の勤務体制

介護職員1名体制で夜間業務を行います。

(4) 当事業所の設備の概要

① 利用定員 16名 (指定介護予防短期入所生活介護事業を含みます)

② 設備

居室・設備の種類		室数	備 考
居室	2人部屋 (26.79㎡)	2室	居室内に便所、洗面所があります。
	4人部屋 (48.18㎡)	2室	
	2人部屋 (27.34㎡)	1室	
	2人部屋 (28.27㎡)	1室	
	食堂 (50.76㎡)	1室	
浴室	一般浴室 (19.5㎡)	1室	特別浴室には、特別浴槽を設置。
	特別浴室 (15.75㎡)	1室	
医務室		1室	

3. 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 要介護状態にある入所者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身の機能の維持並びに入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、短期入所生活介護サービスの提供をします。
- ② 入所者の要介護状態の軽減又は悪化の予防に資するよう、認知症の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。
- ③ 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する入所者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- ④ 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑤ 施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(2) サービスの利用に当たっての留意事項

面会	面会時間 AM 7 : 0 0 ~ PM 8 : 0 0
喫煙	施設内は禁煙とし、ライター等の火気の使用も禁止とします。
施設・設備の利用	・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) サービスの内容

① 介護

(ア) 入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

② 食事

(ア) 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮し、生活習慣を尊重した適切な時間に食事の提供をします。

(イ) 入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を取ることを支援する。

(ウ) 食事の時間は概ね次のとおりとします。

朝食 7 時 30 分

昼食 12 時 00 分

夕食 18 時 00 分

③ 入浴

(ア) 一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭をします。

(イ) 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

(ア) 適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行います。

(イ) おむつを使用せざるを得ない利用のおむつを適切に取替えます。

⑤ 機能訓練

入所者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

⑥ 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ 各種予防対策

(ア) 褥瘡予防対策

褥瘡予防対策チームにより、褥瘡発生を予防するため職員教育を行い、予防のための措置を行います。

(イ) 感染症対策

感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止対策を検討する「感染対策委員会」を6ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。またそれらについて、職員

教育及び、訓練を定期的に行い、予防及びまん延防止に努めます。

(ウ)介護事故防止対策

介護安全管理部会により、介護事故発生の防止及び再発防止のために職員教育を行い、予防のための措置を行います。

⑧ 身体拘束について

(ア) 入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

(イ) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(ウ) 「身体的拘束その他の行動制限」の具体的内容等は以下のとおりです。

- ・車椅子、ベッド等に胴、四肢をひも等で縛る。
- ・車椅子テーブルをつける。
- ・ベッド柵で降りられないように囲む。
- ・手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ・つなぎ服を着せる。
- ・居室の外よりカギをかける。
- ・向精神薬を過度に服用させる。

(エ) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束適正化検討委員会を設置。

(オ) 身体拘束適正化検討委員会を3か月に1回以上開催し、その結果の従事者への周知徹底。

(カ) 身体拘束等の適正化の為の指針の整備。

(キ) 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的実施。

⑨ その他自立への支援

(ア) 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

(イ) 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

(ウ) 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(エ) 教養設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行います。

⑩ 相談、援助

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

⑪ 送迎

入所者の心身の状態、家族等の事情等により送迎が必要と認められる入所者に対して、居宅と事業所間の送迎を行います。

4. 利用料金

- (1) 利用料・・・ご利用の際は、「介護保険負担割合証」をご提示ください。当該割合証に記載の負担割合となります。

①短期入所生活介護サービス料（1日あたり）

	サービス費	利用料（1割負担）
要介護度1	6,030円	603円
長期利用の適正化 （61日以降）	5,730円	573円
要介護度2	6,720円	672円
長期利用の適正化 （61日以降）	6,420円	642円
要介護度3	7,450円	745円
長期利用の適正化 （61日以降）	7,150円	715円
要介護度4	8,150円	815円
長期利用の適正化 （61日以降）	7,850円	785円
要介護度5	8,840円	884円
長期利用の適正化 （61日以降）	8,540円	854円

② 付加サービス料（1日あたり）

	サービス費	利用料（1割負担）
送迎加算（片道）	1,840円	184円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22円
長期利用提供減算	△300円	△30円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の総単位数に14.0%を乗じた単位が加算されます。	

③ その他

（ア）食費

1日 1,445円【朝食 420円、昼食 575円、夕食 450円】

《利用者負担限度額》

負担段階	負担限度額（1日）
第3段階②	1300円
第3段階①	1000円
第2段階	600円
第1段階	300円

(イ)滞在費

1日 915円

《利用者負担限度額》

負担段階	負担限度額（1日）
第3段階①、②	430円
第2段階	430円
第1段階	0円

(ウ)理美容代

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

項目	料金
カット	1,500円
顔そり	1,000円
毛染め	2,500円
パーマ	4,000円
シャンプー	300円

(エ)複写物の交付

入所者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担していただきます。また、複写物の作成に時間を要する場合は複写物の交付日時を施設側で指定させていただく場合があります。複写物の郵送をご希望する場合の郵送料金は利用者のご負担とさせていただきます。

1枚につき 10円

(オ)健康管理費

インフルエンザ予防接種、その他感染症に対する予防接種等にかかる費用を実費でご負担していただきます。

(2) 施設立替金

医療費(通院費・薬代)及び日用品費(個人的に使用する物)は、施設で立替え、月末に利用料と共に請求させていただきます。但し、入院一時金や入院費用など高額なものは立替えできませんのでご了承ください。

5. 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の利用料・施設立替金は、1月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1月に満たない期間のサービスに関する

利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振込み

青森みちのく銀行 浪岡支店 普通預金 3 5 2 2 4 9 1

名 義 特別養護老人ホーム ときわ

理事長 中川 晴信

イ. 窓口での現金支払

ウ. 金融機関口座からの自動引落とし

6. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

◆協力医療機関・協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
ときわ会病院	藤崎町大字榊字亀田 2-1	内科、外科、消化器・肝臓・糖尿病・脳神経内科、緩和ケア科、整形外科、消化器外科
青森市浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野 180	内科、外科、心臓内科、整形外科
のじりデンタルクリニック	藤崎町大字藤崎字村井 53-1	歯科

7. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。その場合には利用予定日の前日までに事業者に出してください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により入所者の希望する時期にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を入所者に提示して協議します。
- (3) 入所者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所における相談・苦情受付

① 担当者 小倉 健 [生活相談員]

② 受付時間 年中無休 午前8時30分～午後5時30分

③ 電話番号 0172-69-5225

※ 担当者が不在の場合または受付時間外の場合は、他の職員が受付します。

(2) 当事業所における苦情解決のための組織体制

- ① 苦情受付担当者は受付けた苦情を苦情解決責任者・第三者委員に報告し、第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨通知します。
- ② 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

(3) 行政機関その他苦情等受付機関

藤崎町役場 福祉課 介護保険担当係	所在地 青森県南津軽郡藤崎町藤崎大字西富田1番地1 電話番号 0172-75-3111 FAX 0172-75-2515 受付日時 毎週月曜日～金曜日（但し、休日を除く） AM8:15～PM5:00
青森県 国民健康保健団体連合会	所在地 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル3階 電話番号 017-723-1301 受付時間 毎週月曜日～金曜日（但し、休日を除く） AM9:00～PM4:00
福祉サービス相談センター （青森県運営適正化委員会）	所在地 青森市中央3丁目20番30号（県民福祉プラザ内） 電話番号 017-723-3039 FAX 017-731-3098 受付時間 毎週月曜日～金曜日（但し、休日を除く） AM8:30～PM5:00

9. 緊急時の対応

入所者に容体の変化等があった場合は、速やかに主治医又は協力医療機関、ご家族等へ連絡し、必要な措置をとります。

10. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族等へ連絡し、必要な措置をとります。
- (2) 当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。
- (3) 前項の場合において、当該事故の発生につき、入所者に重大な過失がある場合は損害賠償の額が減じられることがあります。
- (4) 当事業所は万一の事故に備えて、東京海上日動火災保険株式会社の施設賠償責任保険に加入しています。
- (5) 施設では事故防止委員会により、介護事故発生の防止及び、再発防止の為に職員教育を行い、予防の為に措置を行います。
- (6) 事故防止の為に措置を適切に実施する為に担当者を設置します。

1 1. 虐待の防止について

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知徹底します。
- (2) 虐待の防止の為の指針の整備。
- (3) 定期的な研修を通じて、虐待を防止するための従業者の人権意識や知識の向上に努めます。
- (4) 虐待防止の為の措置を適切に実施する為に担当者を設置します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所の従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 2. 秘密保持について

当事業所の職員は正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。

利用者又はご家族の個人情報を用いる場合は、別途同意していただく『個人情報提供同意書』によります。

1 3. 非常災害対策

災害時の対応	消防等の各計画に基づき迅速に対応します。
防災設備	スプリンクラー設備、自動火災報知器、誘導灯、防火扉 ガス漏れ報知器、消火栓
防災訓練	年3回以上 消防、風水害、地震等の災害訓練を行います。
防火責任者	赤石 真彦

- (1) 施設は、防災訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

1 4. 業務継続計画

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施する為の計画を作成し、当該計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知を図り、定期的に研修や訓練を行います。また、必要に応じて上記計画の見直しや変更を行っていきます。

1 5. その他

- (1) 施設は、従業者に対し、認知症介護に関する基礎的な教育を行います。
- (2) 施設は、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、それらが業務を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止する為、必要な措置を講じます。

1 6. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 桐栄会
- (2) 法人所在地 青森県青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7
- (3) 電話番号 0172-62-9201
- (4) 代表者氏名 理事長 中川 晴信
- (5) 設立年月 昭和61年 9月

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所	住所	青森県南津軽郡藤崎町大字水木字浅田 9 5
	名称	ときわショートステイ
	説明者 職氏名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者	住所	
	氏名	印
上記代理人	住所	
	氏名	印